

低所得世帯の軽減制度

国保加入者と世帯主の所得の合計が一定以下の世帯については、保険税のうち、均等割及び平等割の7割・5割・2割が軽減されます。

令和3年度課税分より税制改正における個人所得課税の見直しが行われ、給与所得控除額や公的年金等控除額が10万円引き下がり、基礎控除額が10万円引き上がっています。それに伴い国民健康保険の軽減判定の所得基準も変更されています。

軽減判定の所得基準

軽減割合	所得基準（令和3年度より）
7割軽減	43万円 + {10万円 × (給与・年金所得者数 - 1)}
5割軽減	43万円 + (28.5万円 × 被保険者数) + {10万円 × (給与・年金所得者数 - 1)}
2割軽減	43万円 + (52万円 × 被保険者数) + {10万円 × (給与・年金所得者数 - 1)}

注意1：軽減判定所得が上記の所得基準以下の世帯は、保険税のうち均等割及び平等割が軽減されます。

軽減判定所得とは、前年中の総所得（申告分離所得を含む）+ 譲渡所得の特別控除額 + 専従者控除額で擬制世帯主の所得を含みます。

65歳以上の年金受給者については、年金所得の範囲内で最大15万円の特別控除があります。

注意2：被保険者数は同じ世帯で国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した人も含みます。

注意3：給与・年金所得者とは一定の給与所得者及び一定の公的年金所得者（国民健康保険から後期高齢者医療へ移行した人・擬制世帯主を含む）をいいます。

なお、一定の給与所得者とは給与収入55万円超の人をいいます。

また、一定の公的年金所得者とは65歳未満の人は60万円超、65歳以上の人は125万円超の支給を受ける人をいいます。

